

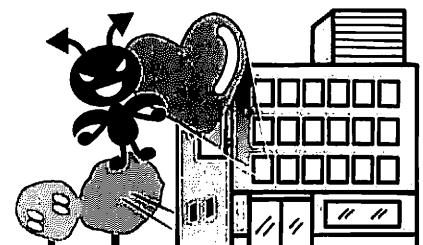
テナント トラブル Q&A

解決

テナントにビルの1室を飲食店舗として貸したところ、風俗店舗として使用された場合、どのように対処したら

貸貸したところ、テナントは当初は純喫茶の営業をしていたが、1ヶ月も経たないう

たらしいですか。対しては強制執行できず、この第三者に對して新たに訴訟する他はありません。そこで、訴訟提起の前にA社に對する占有移転禁止の仮処分を裁判所から得ておくべきです。これにより、A社が第三者に占有移転しても、A社への判決がこの第三者に及びますので、この第三者に對して強制執行することができます。



ないよう醜態として使用しており、然の開設から解除までわずか2ヶ月で、格別の破損はなかったという事例であり、判決の結論としては、用法違反とまではいえないとしています。

す、A社との賃貸借契約を解除すべきこととなります。

して貴社からビルフロアを借りた
借したものですがから、それは
は使用目的条項への違反
つまりは用法違反となりま
す。もともと、賃貸借契約の
おける使用目的とは、賃借人
人がどのような使用の仕方を
をするのか、不特定多数人の
利用があるのか等によりフロ
アの減耗ないし損傷のあり
方が異なり、それが賃料に
反映されることになります
ので重要です。

そこで、ご相談事例の場合
は、内容証明郵便をもってA
社に対し契約解除の通知

かし、本件の場合、眞の目的を秘して風俗店に使用しており、警察沙汰のリスクもありますし、ビルの評判にも関わる（たとえば、優良店舗が借りなくなります）等から貸貸人との信頼関係を破壊する行為となりますので、判例上、無催告で解除する事が可能となります。

以上の点については、東京高裁の昭和59年3月7日の判例も、貸貸借契約の使用目的として、「飲食業としてのみ使用する」との約定で

トは使用目的を秘しておらず、テレホンクラブとして使用した事例で、この場合も用法違反であり、ビルの品位を損なう、警察沙汰のリスクも大きく、優良なテナントの入居確保が困難になる等の理由を挙げて、無償告の解除を認めています。

なお、解除の後は、A社がフロアの明渡請求に応じないときは訴訟提起をしますが、せっかく訴訟でA社に明渡させを命じる判決を勝ちとつても、訴訟の結審前にA社から第三者に占有が移転されてしまえば、判決は第三者にしてしま

弊社は、所有する二階建て建築物1棟を、サラリーマンのB氏に、通常の住居として使用するとの約定で賃貸しました。ところが、B氏は、その後会社を退職したようですが、その高学歴で活かして、近所の小中

学生を集め、その建物の一部を使用して学習塾を経営はじめました。そして、人気を呼んだらしく教師も、B氏夫妻の他に2名おり、40人超の生徒が登録しており、月曜日から土曜日まで毎日出入りをしていましたが判明しまし

た。B氏は、資料はきちんと支払ってくれていますが、弊社としては、このような使用をされることは困りますので、B氏一家には出て行つてもらいたいと思いましてどのように考へればよいでしようが。

うな使用の仕方をするのか
により建物の減耗しない相
傷のあり方が異なり、そぞ
が賃料に反映されることに
なりますので重要なわけ
す。

されれど、場所によっては、必ずしも
ないよう、常に配慮して使用して
おり、塾の開設から解除まで
でわずか2ヶ月で、格別の破
損はなかったという事例であ
り、判決の結論としては、用
法違反とまではいえないとし
てあります。

貴社としては、B
氏との賃貸借契約
を解除すべきこと
となります。

事業のために使用していたので、少なくともこうした約文言に反します。もう多くの裁判所の判例では、形式的に目的の約定の文言を反するということだけで常法違反を認定するのでは

ある学習塾の経営ですか
ら、建物の内部もそれらしく改裝する必要があり、その場合、貴社に無断で改裝しているものとおもわれます。

にもなりますので、内審部
明郵便をもつてA社に対し
契約解除の通知を出します。
そして、賃貸人との信頼関係
を破壊する行為と認められ
るでしょうから、無催告で解
除することも可能でしょう。
これにつき、東京高裁昭和20年
10月7日41号判決によると

合法律事務所(東京都中央区)
児玉 譲 弁護士



飯沼総合法律事務所(東京都中央区)
児玉 譲 弁護士

Profile
東京大学法学部卒業。
昭和62年第一東京弁護士会に弁護士登録。飯沼総合法律事務所パートナー。
主たる業務分野は不動産取引関係の
法務、企業法務、相続・贈与の法務著作
的・執筆的所持する法務が。